

416 高等試験法案

〔『法学新報』第26卷3(295)号 大正5年3月5日〕

○高等試験法案 試験制度改正同志会の決議及び綱領は吾人之を前号に紹介し置きたるか同会は左の宣言を去る一月中に発表したり

歐洲の大戦終熄を告くるの日は即ち世界の大勢に一大革面を來すの日なり東洋平和の鍵鑰を握れる日東帝国の責任は愈益重且大を加へんとす是時に当たり外に対しては進取の国策を確立して世界的活躍の地歩を鞏固にし内に在ては旧来の悪制度を打破して広く人材を登庸し適所に適材を置き以て國運発展の原動力を強大ならしむるは實に刻下の急務に屬す

吾曹由來官私平等門戸開放人材登庸の主張に立脚して現行文官高等試験外交官試験判事検事及弁護士試験制度の改正統一を絶叫する茲に十年輿論之を賛し識者之を認め第三十一回帝國議会亦吾人の主張を容れ満場一致を以て基本法たる裁判所

構成法弁護士法を改正せり然るに底事そ爾来ニ星霜政府当局は之か実施の責を充たさるのみならず其措置動もすれば輿論の帰趣に逆行せんとするものあり是れ徒に空文を掲げて一時を糊塗し一世を瞞了せんと欲するものに非すや

吾曹は今茲に現行國家試験制度の欠陥を指摘す道理を無視して私学を抑へ官学を偏重するは其一なり、不合理なる受験資格の制限を構へ人材登庸の門戸を壅塞するは其二なり、課するに煩瑣なる予備試験を以てし形式的学科を過重して青年の元気を徒に消耗せしめ却て有為の材幹を逸し去るは其三なり、試験委員を大学教授及び其他の官吏のみに限りて在野の有識を排除し真個人材詮衡の目的を達せざるは其四なり斯の如きは試験制度本来の趣旨に悖戾するものにして吾曹の坐視する能はざる所なり

夫れ試験制度の問題は其存廃にあらずして其適否にあり制度宜しきを得れば人材其所を得て野に遺賢なく国運の発展期して俟つへし若し其制度宜しきを得ざらんか少壯有為の士をして空しく困憊疲弊せしめ白頭尚窮途に役役たらしむるに至り遂に之を駆りて不健全なる思想の醸成者たらしむ可し個人の窮途に困憊するは尚ほ忍ふへし国家の頽勢を招致するに至りては遂に忍ふへからざるなり

官武一途庶民に至るまで各其志を遂げ人心をして倦まさらしむるは維新の宏謨にして日本臣民は法律の定むる所により等しく文武官に任用せらるべきは憲法の保障する所たり其聖旨や自由に輝き其条章や平等に満つ然るに從来官僚の思想朝に

同会は右の趣旨を貫徹せん為め爾來極力貴衆両院議員の間に奔走し來りたるが其結果衆議院請願第四分科会に於ては特別委員会を設け調査の上高等試験法案を制定して之を去る二月二十二日の議場に提出したるに幾分の修正を経て滿場一致を以て可決確定したり其全文左の如し

第一条 行政科、司法科及外交科試験ヲ高等試験ト称シ本法ニ依リ之ヲ行フ

第二条 高等試験ハ之ヲ資格試験トス

第三条 高等試験ハ毎年一回東京ニ於テ之ヲ行フ

第四条 高等試験委員ハ委員長及委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

第五条 高等試験委委員長及委員ハ各官庁高等官、判事、検事、弁護士、帝國大學法科大學教授及専門学校令ニ依リ法

律學及經濟學ヲ教授スル官公私立學校教員ノ中ヨリ試験舉行每ニ之ヲ命ス

第六条 日本臣民ニシテ成年以上ノ男子ハ高等試験ヲ受クル

コトヲ得

第七条 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケント企テタル者及試験

ニ関スル規定ニ違背シタル者ハ其ノ期ノ試験ヲ受クルコト

ヲ得ス

試験ニ合格シタル後該事実ノ發覚シタルトキハ其ノ合格ヲ

無効トス

第八条 高等試験ハ分チテ第一次試験及第二次試験トス

第一次試験ハ筆記試験トシ第二次試験ハ筆記試験及口述試

験トス

第一次試験及第二次試験ノ合格ハ各独立シテ其ノ効力

ヲ有ス

第九条 第一次試験ニ合格シタル者ニアラサレハ第二次試験

ヲ受クルコトヲ得ス

第二次筆記試験ニ合格シタル者ニアラサレハ口述試験ヲ受

クルコトヲ得ス

第十条 高等試験ニ合格シタル者ニハ合格証書ヲ授与ス

第十二条 第一次試験ハ行政科、司法科及外交科ヲ通シ左ノ

各科目ニ就キ之ヲ行フ

憲法、民法

第十二条 行政科、司法科及外交科ノ第二次試験ハ各時期ヲ

異ニシテ之ヲ行フ

行政科

第一 筆記試験科目

行政法、国際公法、刑法、経済学

左ノ科目ハ受験者ヲシテ其ノ中ニ就キ予メ其ノ一科目ヲ選  
択セシメ之ヲ試験ス

商法、刑事訴訟法、財政学

第二 口述試験科目

憲法、行政法、刑法、民法、経済学ノ五科目中三科目ニ就  
キ之ヲ行フ

司法科

第一 筆記試験科目

刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、国際私法

第二 口述試験科目

民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法ノ五科目中三

科目ニ就キ之ヲ行フ

外交科

第一 筆記試験科目

外国語、国際公法、国際私法、経済学

外国语ハ英語、仏語、独語、露語及支那語ノ中予メ其ノ一  
種ヲ選択セシメ之ヲ試験ス

左ノ科目ハ受験者ヲシテ予メ其一科目ヲ選択セシメ之ヲ試  
験ス

刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、外交史、商業史、

商業学、財政学

第二 口述試験科目

憲法、国際公法、国際私法、経済学ノ四科目中三科目ニ就  
キ之ヲ行フ

附 則

第十四条 行政科試験ノ合格者ハ文官高等、司法科試験ノ合  
格者ハ司法官試補及弁護士、外交科試験ノ合格者ハ外交官  
及領事官タルノ資格ヲ有ス

第十五条 本法施行ニ関スル細則ハ勅令ヲ以テ定ム